# 令和7年度

# 中小企業

経営者

創業者

勤労者

就職希望者

販路拡大したい

スキルアップしたい

資金調達したい

経営力を向上したい

創業に関する 相談をしたい





♠ 練馬区



### はじめに



このガイドブックは、区内中小企業の皆様、区内で創業・起業を考えている方、区内在勤の方、 就職を希望される方を対象にした、練馬ビジネスサポートセンターをはじめとする関係機関が実施 している主要な産業振興施策を紹介したものです。企業経営等にご活用いただければ幸いです。

なお、本書で紹介しているのは、事業や制度のあらましです。詳しい内容、利用方法などについてはそれぞれの担当機関にお問い合わせください。

### 本書の構成





A 練馬ビジネスサポートセンター	経営者向け 創業者向け 2
B ビジネスの悩みを相談したい	経営者向け 創業者向け 3
1 総合相談       3         2 起業・創業相談       3         3 専門相談       3         4 出張相談       4	5 ワンストップ相談による特定創業支援等事業・・・・・4         6 合同経営相談会・・・・・・・・5         7 女性向け個別相談会・・・・・・・5         8 専門家派遣・・・・・・・・
C 資金調達したい	経営者向け 創業者向け 6
1 産業融資あっせん	3 セーフティネット保証制度の認定 11
D 補助金・助成金を活用したい	経営者向け 創業者向け 12
1 ホームページ作成費補助       12         2 見本市等出展費用補助       13         3 各種認証等の取得支援補助       14         4 産業財産権の取得支援補助       14         5 商店街空き店舗入居促進補助       15         6 新規ビジネスチャレンジ補助       16	7 専門家派遣費用補助       17         8 練馬区情報発信支援事業       17         9 個店連携イベント支援事業補助       18         10 練馬区福祉のまちづくり整備助成       18         11 練馬区耐震化促進事業助成       19         12 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助       20
<b>E</b> セミナー・商談会等を活用したい	経営者向け 創業者向け 勤労者向け 21
<ol> <li>創業!ねりま塾 21</li> <li>経営者セミナー 22</li> <li>ネリサポ オンラインセミナー 23</li> <li>企業・事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー 23</li> <li>一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー 23</li> </ol>	6 東京商工会議所の講演会・セミナー24プ (公社)練馬東法人会・(公社)練馬西法人会の各種研修会248 練馬産業見本市259 練馬ビジネスチャンス交流会2510 デジタル化体験事業25
F 勤労者の福利厚生等に関すること	経営者向け 勤労者向け 26
	3 労働意識の啓発事業
G 区内施設を利用したい	経営者向け 創業者向け 勤労者向け 就職希望者向け 28
■ 働きたい・雇用したい	経営者向け 30
	3 仕事紹介       30         4 就職面接会 in 練馬       31
I 国・都の施策情報が知りたい	経営者向け 創業者向け 勤労者向け 就職希望者向け 32
•	3 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 32         4 TOKYO はたらくネット 32
1 事業者を対象とした「働きやすい職場環境づく 1 事業者を対象とした「働きやすい職場環境で 2 「職場でのハラスメント」って何?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	づくり」への支援・・・・・ 10 ・・・・・・ 29



В

C

D

Η

A

# 練馬ビジネスサポートセンター

# 練馬ビジネスサポートセンター



練馬ビジネスサポートセンター(愛称:ネリサポ)は、区内中小企業の皆様やこれから創業を お考えの方をサポートする総合窓口です。

事業のことや創業のことで、お悩みのことがございましたら、まずはネリサポにお問い合わ せください。(ご相談は無料です)









お店を改装 したい

経験豊富な中小企業診断士等 がご相談を受けます。

相談内容に応じて、専門家と 一緒に課題解決をします。

### 専門相談(窓口相談・出張相談)

### 法律相談

経営に関する法的な問題を弁護士が解決に向けサポート

### デジタルサポート相談

デジタルを活用した経営の効率化、経費の削減を 中小企業診断士がサポート

### 労務相談

労働関係上の問題を社会保険労務士が解決に向け サポート

### 販売促進・集客相談

知識と経験のあるビジネスマネージャー等が市場開拓、 販売促進などをサポート

### 経営相談

経営全般に関する課題や悩みに対して中小企業診 断士がサポート

### 税務相談

事業経営における税務、会計などを税理士がサポート

※詳しい概要については P. 3~を参照

### セミナーの開催

P. 21~

- 創業セミナー
- 経営者セミナーなど

### 販路拡大事業

P. 25~

• ビジネスマッチング

### 助成制度

P. 12~

● 各種補助金など

### 情報提供

- 国・東京都の補助金制度に関する情報
- 区内中小企業の景況に関する情報

### 融 資(練馬区経済課融資係)

P.6~

• 中小企業融資あっせんなど





TEL: 03-6757-2020

練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階 練馬区立区民・産業プラザ内





B

# ビジネスの悩みを相談したい



ネリサポにて実施。ネリサポ P.2 参照

### 1 総合相談

経営者向け 創業者向け



中小企業の経営支援や起業支援の知識と経験を持った中小企業診断士等が常駐し、随時、来所・ オンライン・電話での相談に応じます。 相談日時:月~金曜日 9時~17時

### 2 起業・創業相談

創業者向け



起業・創業をお考えの方や、起業して間もない方の各種相談、資金計画等について、常駐 している中小企業診断士等が、来所・オンライン・電話にて相談に応じます。

相談日時:月~金曜日 9時~17時

### 3 専門相談

経営者向けの創業者向け



経営や起業についての悩みや課題について、曜日ごとに「法律」「デジタルサポート」「労務」 「販売促進・集客」「経営全般」「税務」の各分野の専門家が来所・オンライン(法律除く)・電話に て、解決に向けた提案やアドバイスをします。

### 相談窓口の概要

相談費用	無 料
相談時間	原則として1回の相談時間は50分
申込み	来所または電話で、直接お申込みください。[予約制]※総合相談は随時受付
相談事業利用にあ たっての留意事項	<ul><li>・ 税務申告や許認可申請などに必要な各種申請書・届出書などの作成代行等はいたしかねます。</li><li>・ 書類作成を専門家に依頼したい相談者の方には、内容に応じて専門家団体の窓口をご紹介します。</li></ul>

### 相談分野と担当する相談員について

曜日	時間	相談分野	相談員	対象者・相談内容		
月曜日	9 <b>時</b> ~ 12時	法 律	弁護士	契約や取引条件、取引先や顧客とのトラブルなど、経営 に関する法的な相談		
力唯口	13 <b>時~</b> 1 <b>7時</b>	デジタルサポート	中小企業診断士	脱手書きからデジタル化の基礎、データ分析、ソフト・ システムなどに関する相談		
火曜日	9 時~ 13時	税 務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、税務についての相談		
入唯口	13 <b>時~</b> 1 <i>7</i> 時	労務 (経営者向け)	社会保険労務士	雇用主としての社会保険の手続き、就業規則の見直しな ど、労務に関する相談		
水曜日	9 <b>時</b> ~ 1 <i>7</i> 時	販売促進・集客	ビジネスマネージャー デザイナー ブログアドバイザー	: 情報発信についての相談 :: ※ご相談内容に応じて、デザイナーやブログアドバイザーか		
木曜日	13時~ 1 <i>7</i> 時	経営全般	中小企業診断士	事業計画や資金計画、資金調達、事業承継など、経営全般 についての相談		
金曜日	13時~ 1 <i>7</i> 時	税 務	税理士	事業経営に伴う会計処理や、 税務についての相談		

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター



B

### 東京商工会議所練馬支部の経営相談、窓口専門相談(無料・予約制)

東京商工会議所練馬支部では小規模事業者の経営改善を支援していくために経営に関する様々な相談に応じます。 窓口専門相談日程(13時~16時)

法律	弁護士による相談	毎月第2金曜日
税務	税理士による相談	毎月第2火曜日(1~3月は毎週火曜日開催) ※3月は10日まで
IT	ITコンサルタントによる相談	毎月第 3 水曜日
労務	社会保険労務士による相談	毎月第 3木曜日
金融・経営	経営指導員による相談	平日(8月も実施)

※いずれの窓口も8月および祝 日は休止

※相談日程は、変更になる場合 がありますので、あらかじめ お問い合わせください。

東京商工会議所練馬支部:〒176-0001練馬区練馬1-17-1 Coconeri4階 TEL:03-3994-6521 FAX:03-3994-6589

### 4 出張相談

経営者向け 創業者向け



ネリサポの各種相談(総合相談、起業・創業相談、専門相談 P. 3)を利用された方で、相談が 継続し、その内容から事務所や店舗の実地での相談が必要な方については、ネリサポの出張相 談員が相談に伺います。 ※法律相談は除く。

### 概要

- 中小企業診断士等が相談を伺ったうえで、必要な方に利用をご案内します。
- 1回の出張相談は 2時間以内です。

### 対象者

ネリサポに経営課題の相談をされた区内中小企業者の方で、相談が継続し、原則として、中小企業 診断士等が事業所等の実地で相談・支援が必要と判断して、利用案内をした方。

※相談が継続する場合でも、特に実地の相談を必要としない場合は、総合相談、起業・創業相談、専門相談での支援をご案内します。

### 【ご利用の案内を受けた方

出張相談の利用案内を受けた方は、ネリサポへ申込書を提出してください。

### 🗗 ワンストップ相談による特定創業支援等事業

創業者向け



創業する方または創業後5年未満の方に行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材 育成の知識を全て身に付けることができる事業をいいます。

専門家の支援を受け、練馬区から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受ける ことで、P.22 の優遇措置が受けられます。また、P.10 の創業支援特別貸付の対象事業となっています。

### 対象者

練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方

### 受講方法

集団講義 2時間×4回(オンライン)

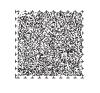
個別相談 1 時間×2回(オンライン)

日程

費用

年度内8ターム(予定)

20,000円



### 申込方法

ネリサポのホームページよりお申し込みください。

B

### 6 合同経営相談会

経営者向け





税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が集結し、相談に応じます。

対象者

参加費

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

無料

**日程** ※5月は既に締切りました

場所

5月17日(土)、10月5日(日)

区民・産業プラザ研修室 1

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。

### 77 女性向け個別相談会

経営者向け

創業者向け



練馬区で事業を行っている女性、練馬区で起業したい女性などを対象とし、女性の専門家に よる個別相談会を開催します。オンライン相談も実施しています。

対象者

参加費

練馬区で事業を行っている女性、 練馬区で起業したい女性

無料

日程

場所

月1回

練馬ビジネスサポートセンター

※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL: 03-6757-2020

### 8 専門家派遣

経営者向け 創業者向け

### 東京商工会議所練馬支部の専門家派遣(エキスパートバンク)(無料)

エキスパートバンクは、様々な問題に直面する小規模事業者(創業予定者含む)の経営・技術 等の強化を支援する事業です。ご要望に応じて、東京商工会議所に登録された専門家を派遣し、 問題の解決を支援します。

- ① ご相談は無料
- ② 対象は小規模事業者・創業予定者(商業・サービス業は常用従業員 5人以下、その他事業は 20人以下の企業)
- ③ 企業秘密は厳守

お申込み・ 問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部

〒 176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階

TEL: 03-3994-6521

FAX: 03-3994-6589



# C 資金調達したい



### 🚹 産業融資あっせん

経営者向け 創業者向け

練馬区では、取扱金融機関の協力により融資のあっせんを行っています。区が直接資金 をお貸しするのではなく、区が金融機関による融資のあっせんをするとともに、利子の一部 を補給することで、返済の負担を軽減する制度です。

問い合わせ先 練馬区経済課融資係 TEL: 03-5984-2673



### |申込みから融資の実行まで

### 融資係へ

郵送申請また \ は金融機関か らの代行申請 /

※事業主の方 が窓口申請さ れる場合は、 お問い合わせ ください。

あっせん 申込



区ホームページにある「申込書」に必要書類を添えてお申し込みください。

- ※申込時には、貸付の種類(P.8~P.10参照)と取扱金融機関(区ホームページでご確認 いただくか、上記担当までご確認ください。)を決めていただいている必要があります。
- ※基本的な必要書類は P. 7 に記載してあります。貸付の種類によって必要書類が異なる 場合がありますので、お電話等でご確認ください。
- ※以下の貸付については、窓口申込後、中小企業診断士による企業診断が必要です。
- 創業支援貸付 (一般)、デジタル化・イノベーション等支援特別貸付の一部、街づくり事業協調貸付 書類等により資格要件を審査し、金融機関への紹介票を発行します。

### 紹介票発行

融資申込



紹介票をお持ちになり、金融機関に融資をお申し込みください。

※金融機関窓口での融資条件や必要書類等については、事前に金融機関へ問い合わせることを お勧めします。保証(保証人、担保、保証協会等)については、金融機関とご相談ください。

金融機関 窓口へ

融資の 可否決定

審査(金融機関・信用保証協会)を経て、金融機関が融資の可否を決定します。

※審査期間は各人によって異なりますが、おおむね1か月程度です。



返済は元金均等・固定金利です。

### ご利用いただける方 ※詳細につきましては、事前に融資係へご確認ください。

業種およびその事業規模(資本金・従業員数)			
製造・運輸・建設業など	資本金 3 億円以下、または従業員300人以下		
卸売業	資本金 1 億円以下、または従業員100人以下		
小売業・飲食業	資本金 5,000万円以下、または従業員50人以下		
サービス業	資本金 5,000万円以下、または従業員100人以下		
医療法人など	従業員 300人以下		

- 主たる事業が、上記の業種(信用保証協会の保証対象業種に限る)および規模に当てはまっていること。
  - (1) 保証対象業種とは、一般的な商工業のほとんどの業種が該当します。対象外となるものは、農林・漁業、 金融業(一部金融業を除く)、風俗関連営業、非営利事業(NPO法人を除く)、宗教法人、学校法人等です。
  - (2)「主たる事業」とは、確定申告(法人の場合は定款)に記載があり、総収入または総販売額の最も多いもの、 または主要活動となるものを指します。なお、給与所得者の副業(事業収入より給与収入の方が多い場合) は対象になりません。
- ② 融資対象となる事業を1年以上営んでおり、確定申告をしていること。
  - (1) 法人は、登記上の本店所在地が1年以上前から練馬区内にあること。
  - (2)個人は、主たる事業所所在地または住所が1年以上前から練馬区内にあること。
- ③ 許認可・届出等を必要とする業種の場合は、その許可を受けていること。
  - ④ 個人事業主については納期の到来している区税(住民税および軽自動車税)を、法人については納期の到来 している法人住民税を完納していること。
  - (5) 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。
  - ⑥ 融資を受ける資金の使途が適正であり、かつ返済能力があること。
  - ※生活資金、住宅資金、投機資金等には使えません。 (ブ) 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと。



C

### 各貸付共通の必要書類等

	只门 <u>不</u> 爬7%。女自然行	
	個人事業者	法人
1	申込書 印鑑(実印または認印)を押印 ※スタンプ印不可	申込書 法人代表印(実印)を押印
2	<ul><li>● 白色申告: 直近の確定申告書と内訳書</li><li>● 青色申告: 直近の確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)</li><li>※済みのものいずれも税務署あるいは青色申告会受付印のあるもの、または電子申告済みのもの(受信通知要添付)</li></ul>	直近の確定申告書と決算書類一式 ※(原則)税務署受付印のあるもの、または電子申告 済みのもの(受信通知要添付)
3	<ul> <li>区内在住の方区税(住民税および軽自動車税)の納付から2週間以内にお申込みの場合は、その領収証か通帳(口座振替の場合)</li> <li>区外在住の方住民税の領収証および納税通知書、または納税証明書※申込月により必要な領収書が異なります〈注1〉※口座引き落としの場合は、通帳と納税通知書※住民税が非課税の場合は、非課税証明書</li> </ul>	法人住民税の納税証明書(都税事務所) ※練馬都税事務所 TEL:03-3993-2261 ※法人事業税の証明書は不要です。
4	住民票(発行から 3 か月以内) ※練馬区に住民登録 がある方は不要	履歴事項全部証明書(発行から 3 か月以内)
5	申し込み時点で有効な許認可証・開設届等(飲食業など	許認可や届出が必要な業種)
6	業者作成の正式な見積書または支払前の請求書・契約書	(設備資金の申込の場合)〈注2〉
7	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がま ※練馬区に住民登録がある方は不要	5る住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し

※郵送いただいた書類は返却しませんので、コピーをお送りください。

### 〈注 1〉住民税の領収書は、以下で該当するものをお持ちください。

申込月	個人事業者
4・5・6月	前年度 1 ~ 4期分
7・8月	当年度 1期分
9・10月	当年度 1・2期分
11・12・1月	当年度 1 ~ 3 期分
2・3月	当年度 1~ 4期分

### 〈注 2〉見積書等については、以下のとおりとなります。

- 設備資金は、見積金額の範囲内でお申し込みできます(1万円未満切り捨て)。
- 納入業者・施工業者作成で署名・発行日の記載が必要です。なお、表題が「計算書」「注文書」「商談メモ」の場合や、自社見積りでは、お申し込みできません。
- 見積書のあて先は個人事業主の場合は代表者氏名が、法人の場合は法人名が明記されているものが必要となります。
- 金額の内訳が必要です。「一式」のように内容の記載がない場合は受付できません。
- 事業用普通乗用車(3・5・7ナンバー)購入の場合、300万円があっせんの限度となります。
- 個人タクシー購入の場合、あっせんの限度額は400万円です。
- 事業所兼住宅の工事費等の貸付である場合は、事業所部分のみがあっせん対象となります。



### | 練馬区産業融資あっせん制度貸付種類一覧

- 貸付期間(据置期間を含む)は、貸付金額が1千万円以下のときは7年以内(「⑤ 年末短期貸付」は11か月以内)です。1千万円を超えるときは10年以内です。
- 貸付金額の上限額(資金限度額)には、申込時点の同一貸付種類の貸付残高を含みます。
- 金利負担のうち、利用者の負担金利は 0.2~0.9%です。1.1~1.8%は区が負担します(「四創業支援特別貸付」では区負担金利 0.8%)。金利はいずれも固定金利です。
- 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
- 企業診断は、申込後に練馬ビジネスサポートセンターが行います(無料)。

		 貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
	:	サイス は	<b>具並</b> 恢接額 2,500 万円	が月 6か月	0.9%	<b>公</b> 員担 1.1%
			•	•	01570	11170
		P.6「ご利用いただける方」に記	載の条件 ①~ ⑦を満たし	ていること。		
	1	〈商店会加入者優遇措置〉	500 万円※上項限度額內	6 か月	0.4%	1.6%
		1. 上記の普通貸付の要件に加え	、練馬区内の商店会に加入	していること。		
		小規模企業小口貸付	2,000 万円	6 か月	0.9%	1.1%
	2	1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. 従業員が 20人以下(卸・小り 3. 信用保証協会の保証を利用し	も・飲食・サービス業は 5/	(以下) であるこ		ること。
		※東京都の「小規模企業向け融資	(小口)」の要件を満たす方は	:、都の信用保証料	補助を利用できます。	<b>o</b>
		〈商店会加入者優遇措置〉	500 万円※上項限度額內	6 か月	0.4%	1.6%
般貸付		1. 上記の小規模企業小口貸付の	要件に加え、練馬区内の商	店会に加入してい	いること。	
		新旧債務一本化貸付	2,500 万円	6 か月	0.9%	1.1%
	3	<ol> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> <li>融資実行後1年以上経過した。</li> <li>して扱います)。</li> <li>旧債務(新旧債務一本化貸付ための資金と、新たな資金となる。</li> <li>取扱金融機関は、旧債務のある。</li> </ol>	棟馬区産業融資あっせん制度 および新型コロナウイルス を一本化するためのものでな	感染症対応借換り あること。		
		災害貸付	500 万円	12 か月	0.4%	1.6%
	4	1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. 火災・風水害等により設備な		災)証明書が発行	<b>示されていること。</b>	
		年末短期貸付	300 万円(運転資金)	1 か月	0.4%	1.6%
	5	1. 普通貸付の要件を満たしてい	ること。 ※受付期間:10月	~11月		



		貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
		街づくり事業協調貸付	1,000 万円	6 か月	0.4%	1.6%
		1. 普通貸付の要件を満たしてい	ること。		•	
	6	2. 都市計画事業等公共事業の施		. 従業員が5人以7	「 「の事業者であるこ	٤.
	۳	3. 移転等の後も、引き続き区内				
		4. 企業診断により適格と認めら	れること。			
			法人 2,500 万円			
般		団体貸付	任意団体 2,000万円	6 か月	0.4%	1.6%
般貸 付	7	1. 区内に団体の主たる事務所を	有し、4人以上で組織され	こでいる商工業団体	であること。	
		2. 構成員の 3分の 2以上が、区	内に主たる事業所を有し	呆証対象業種を営む	3事業者であること	0
		3. 法人は確定申告と法人住民税	を完納し、任意団体は代え	長者が確定申告と住	民税を完納してい	ること。
		商店街整備資金貸付	商店会 5,000 万円 会 員 2,000 万円(設備資金	<sub>:)</sub> 6か月	0.4%	1.6%
	8	1. 普通貸付または団体貸付の要 <sup>6</sup>	件を満たしていること。			
		2. 練馬区いきいき商店街支援事			決定を受けた、共同	同施設の整備
		等を行う商店会または店舗の	整備を行う商店会の会員で	であること。		
		景気対策特別貸付	1,500 万円	12 か月	0.2%	1.8%
		1. 普通貸付の要件を満たしてい	ること。			
	9	2. 申込月の3か月前の月を含む	i連続した3か月または1			
	9	2. 申込月の3か月前の月を含む 業を行っており、前年同期と	i連続した3か月または1			
	9	2. 申込月の 3か月前の月を含む 業を行っており、前年同期と いること。	連続した3か月または 1 比較し売上高または利益 -	率(売上総利益率	または営業利益率)	が減少して
	9	2. 申込月の3か月前の月を含む 業を行っており、前年同期といること。 地球温暖化等環境対策特別貸付	連続した3か月または1 比較し売上高または利益 500万円(設備資金)			
	9	<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> </ol>	連続した3か月または1 比較し売上高または利益 500万円(設備資金) ること。	率(売上総利益率 6 か月	または営業利益率)	が減少して
	9	<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)</li> </ol>	i連続した3か月または1 比較し売上高または利益 <b>500万円 (設備資金)</b> ること。 から (7) のいずれかに	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> 当てはまること。	または営業利益率) <b>0.2</b> %	が減少して <b>1.8%</b>
		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> </ol>	注連続した3か月または1 比較し売上高または利益 500万円(設備資金) ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> - 当てはまること。 () 再生可能エネルギー	または営業利益率)	が減少して <b>1.8</b> %
持		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(1)低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワーク)</li> <li>(2)アスベストの除去工事</li> </ol>	i連続した3か月または1 比較し売上高または利益 <b>500万円(設備資金)</b> ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4 ーク指定車等) (5	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> - 当てはまること。  - ) 再生可能エネルギー  - ) LED照明・窓遮光  - ) 省エネ促進税制導力	または営業利益率)	が減少して <b>1.8</b> %
特別貸付		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)</li> <li>(1) 低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワーク</li> </ol>	i連続した3か月または1 比較し売上高または利益 <b>500万円(設備資金)</b> ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4 ーク指定車等) (5	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> 当てはまること。 )再生可能エネルギー ) LED照明・窓遮光	または営業利益率)	が減少して <b>1.8</b> %
特別貸付		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(1)低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワーク)</li> <li>(2)アスベストの除去工事</li> </ol>	i連続した3か月または1 比較し売上高または利益 <b>500万円(設備資金)</b> ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4 ーク指定車等) (5	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> - 当てはまること。  - ) 再生可能エネルギー  - ) LED照明・窓遮光  - ) 省エネ促進税制導力	または営業利益率)	が減少して <b>1.8</b> %
特別貸付		2. 申込月の 3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。      地球温暖化等環境対策特別貸付     1. 普通貸付の要件を満たしている。     2. 本貸付の使途が、つぎの(1)(1)低公害車の導入(電気自動力、が関係である。)、では、アスベストの除去工事(3)騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付	i連続した 3 か月または 1 比較し売上高または利益 500 万円(設備資金) ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4 ーク指定車等) (5 のための設備の導入 (7	率(売上総利益率: 6 か月  当てはまること。 )再生可能エネルギー う)LED照明・窓遮光: )省エネ促進税制導 /) 屋上・壁面等の緑(	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備 フィルムの導入・高反 人推奨機器の導入 と工事	が減少して <b>1.8%</b> 射率塗装工事
特別貸付		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(1)低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワークのではい煙など公害防止のではい煙など公害防止のできなどのではい煙など公害防止のできなどのできまます。</li> </ol>	i連続した 3 か月または 1 比較し売上高または利益 500 万円 (設備資金) ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4 ーク指定車等) (5 のための設備の導入 (7	率(売上総利益率: 6 か月  当てはまること。 )再生可能エネルギー う)LED照明・窓遮光: )省エネ促進税制導 /) 屋上・壁面等の緑(	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備 フィルムの導入・高反 人推奨機器の導入 と工事	が減少して 1.8% 射率塗装工事
特別貸付		2. 申込月の3か月前の月を含む 業を行っており、前年同期といること。  地球温暖化等環境対策特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. 本貸付の使途が、つぎの(1) (1) 低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワークの除去工事(3) 騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい	i連続した 3 か月または 1 比較し売上高または利益 500 万円 (設備資金) ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4 一ク指定車等) (5 のための設備の導入 (7 1,000 万円 ること。 れかに当てはまること。 ①デジタル技術の活用に	率(売上総利益率 <b>6 か月</b> 当てはまること。 )再生可能エネルギー ) LED照明・窓遮光 ) 省エネ促進税制導 ) 屋上・壁面等の緑( <b>12 か月</b>	または営業利益率)	が減少して 1.8% 射率塗装工事 1.8%
特別貸付		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(低公害車の導入(電気自動力、都県市あおぞらネットワークの除去工事(3)騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。つぎの(1)から(3)のいず</li> </ol>	i連続した 3 か月または 1 比較し売上高または利益 500 万円 (設備資金) ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4 一ク指定車等) (5 (6) のための設備の導入 (7) 1,000 万円 ること。 れかに当てはまること。	率 (売上総利益率:	または営業利益率)	が減少して 1.8% 射率塗装工事 1.8%
特別貸付		<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(低公害車の導入(電気自動力が関係である。)(では、できる。)(では</li></ol>	i連続した3か月または1 比較し売上高または利益 500万円(設備資金) ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4 一ク指定車等) (5 のための設備の導入 (7 1,000万円 ること。 れかに当てはまること。 ①デジタル技術の活用に を目指すもの。 ②上記のほか、情報通信 経営の活性化を図るも	率 (売上総利益率: 6 か月 : 当てはまること。 : ) 再生可能エネルギー : ) LED照明・窓遮光: ) 省エネ促進税制導力	または営業利益率)	が減少して 1.8% 1.8% 1.8%
特別貸付	10	<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(低公害車の導入(電気自動力、都県市あおぞらネットワークの除去工事(3)騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。つぎの(1)から(3)のいず</li> </ol>	i連続した 3 か月または 1 比較し売上高または利益 500 万円 (設備資金) ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4 一ク指定車等) (5 (6) のための設備の導入 (7) 1,000 万円 ること。 "れかに当てはまること。 "れかに当てはまること。 "れかに当てはまること。 (2)上記のほか、情報通信 経営の活性化を図るも	率(売上総利益率:	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備 フィルムの導入・高反 人推奨機器の導入 と工事  0.2%  - ビスの構築や既存と 、生産性の向上、業務 新製品開発を行うもの	が減少して 1.8% 1.8% 1.8%
特別貸付	10	<ol> <li>申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。</li> <li>地球温暖化等環境対策特別貸付</li> <li>普通貸付の要件を満たしている。</li> <li>本貸付の使途が、つぎの(1)(低公害車の導入(電気自動力が関係である。)(では、できる。)(では</li></ol>	連続した3か月または1 比較し売上高または利益  500 万円 (設備資金)  ること。 から (7) のいずれかに 車、ハイブリッド車、 (4) 一ク指定車等) (5) のための設備の導入 (7)  1,000 万円  ること。 れかに当てはまること。 でがジタル技術の活用にを目指すもの。 ②上記のほか、情報通信経営の活性化を図るもつ製造業またはサービス ②新技術・新製品の導入 の ①法人については登記	率(売上総利益率: 6か月	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備 フィルムの導入・高反 大推奨機器の導入 と工事  0.2%  ・一ビスの構築や既存と 、生産性の向上、業務 新製品開発を行うもの。  別人については事業所	が減少して 1.8% 1.8% 1.8% ごジネスの変革 所効率化および D。
特別貸付	10	2. 申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。  地球温暖化等環境対策特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. 本貸付の使途が、つぎの(1) (1) 低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワーク・スペストの除去工事(3) 騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. つぎの(1)から(3)のいず(1) デジタル化推進に伴うもの (2) 新技術・新製品開発に伴うもの	連続した 3 か月または 1     比較し売上高または利益	率(売上総利益率: 6か月	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備フィルムの導入・高反性契機器の導入 と工事  0.2%  ・一ビスの構築や既存と、業務 新製品開発を行うもの。  別人については事業を引き続き	が減少して 1.8% 1.8% 1.8% ごジネスの変革 所効率化および D。
特別貸付	10	2. 申込月の3か月前の月を含む業を行っており、前年同期といること。  地球温暖化等環境対策特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. 本貸付の使途が、つぎの(1) (1) 低公害車の導入(電気自動力都県市あおぞらネットワーク・スペストの除去工事(3) 騒音・ばい煙など公害防止のデジタル化・イノベーション等支援特別貸付 1. 普通貸付の要件を満たしてい 2. つぎの(1)から(3)のいず(1) デジタル化推進に伴うもの (2) 新技術・新製品開発に伴うもの	連続した3か月または1 比較し売上高または利益 500万円(設備資金) ること。 から(7)のいずれかに 車、ハイブリッド車、(4 一ク指定車等) (5 のための設備の導入 (7 1,000万円 ること。 れかに当てはまること。 ではまること。 ではまること。 ではまるではまるではまるではまるではまるではまるではまるではまるではまるではまる	率(売上総利益率: 6か月 当てはまること。 ) 再生可能すること。 ) 再生可解・避税制導 (分) 屋上・壁面等の緑( 12 か月 は 12 か 15 で 15	または営業利益率)  0.2%  -を利用した施設整備 フィルムの導入・高反 大推奨機器の導入 と工事  0.2%  - ビスの構築や既存と 、生産性の向上、業務 調査を行うもの。 別人については事業所 に同一事業を引きもの。 角化を行うもの。	が減少して 1.8% 1.8% 1.8% ごジネスの変革 所効率化および D。

		貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
		アニメ産業特別貸付	1,000 万円	6 か月	0.2%	1.8%
特別貸付	12	1. 普通貸付の要件を満たしている。 アニメ制作に携わっている事。 3. 本貸付の使途が、アニメ事業	業者であること。 に係るものであること。	•		
		創業支援貸付(一般)	1,000 万円	12 か月	0.4%	1.6%
創業支援貸付(創業者向け)	13	1. 事業を営んでおらず、これかいこと。 2. 東京信用保証協会の保証対象的が、弁護士等)を有すること。 3. 区内に主たる事業所を開設する。 4. 開業1年未満の場合、開業時は開業時から継続して登記上の 5. 納期の到来した住民税(および6. 給与所得者との兼業ではないる 7. 開業にかかる事業資金に対し 2倍以内となります)。 8. 企業診断により適格と認めらる	業種を開業すること。またること。かつ、法人の場合から継続して主たる事業所の本店所在地が区内であるが軽自動車税)を完納してこと。 こと。 こその3分の1以上の自	、開業する業種には、登記上の本庭 がの所在地が区内 こと。 いること。 ご資金を有するで を除く)。	おいて必要とする[ 5所在地を区内にす であること。かつ、 こと(融資申込額に	国家資格(医 ること。 法人の場合 は自己資金の
		創業支援特別貸付	500 万円	12 か月	0.2%	0.8%
	14	<ol> <li>1. 創業支援貸付(一般)の要件</li> <li>2. 産業競争力強化法に基づく、特</li> <li>3. 創業計画書の内容について融動動言を受けること。</li> </ol>	寺定創業支援等事業を受け	たことの証明書た		

### **□ヲム①** 事業者を対象とした「働きやすい職場環境づくり」への支援

「第6次練馬区男女共同参画計画」(令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度))では、 事業者を対象とした下記の支援に取り組みます。

### ● ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり

事業者向けのセミナー、事例紹介、国や東京都が実施する職場環境の改善等についての各種助成制度等の情報提供を実施します。

育児・介護休業制度の普及促進とハラスメント防止のための啓発を行います。

### ●職場での女性活躍に向けた取り組みの促進

女性が働きやすい職場環境づくりと、女性の積極的な登用や職場定着率の向上に向けた取組が進むよう、講座や事例紹介、各種相談等を行います。

### ●区の契約制度における女性活躍の支援

女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定)や、一般事業主行動計画を策定し公表している企業については、区が発注する一部の契約案件において、入札や事業者選定の評価項目として、加点等を行います。



コラム②「職場でのハラスメント」って何? はP.29です。

C

### 2 マル経融資への利子補給

経営者向け

東京商工会議所を通じて、日本政策金融公庫からマル経融資(小規模事業者経営改善資金) を利用した場合に利子の一部を区が補助します。対象となる方には、申請書等をお送りします。

補助率 40% (通常型)

期間

融資実行日から 2年後の年度末 3月 31日まで

### マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で 東京商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

融資限度額	2,000万円 (1,500万円超の申込の場合は事業計画書の作成・提出が必要)		
返済期間	● 運転資金 10 年以内 ● 設備資金 10 年以内		
融資利率	2.00% (令和 7 年 4 月 1 日現在)		

### マル経融資の特徴

- (1) 東京商工会議所の経営指導を通じて融資の推薦を行います。
- ② 安心して借入ができる国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- (3) 担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。
- 4 相談料、手数料などは一切不要です。

東京商工会議所練馬支部:〒 176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階 TEL:03 -3994-6521 FAX:03 -3994-6589

### **13** セーフティネット保証制度の認定

経営者向け

### セーフティネット保証とは

業況が悪化している業種(指定業種)や突発的な事由(取引先倒産、災害等)により経営 の安定に支障が生じている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際の保証を信 用保証協会が特例保証するものです。

法人は本店所在地、個人事業主は主たる事業所の所在地の区市町村で認定申請することが できます。

なお、指定業種等の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

効果

- 信用保証協会の通常限度額と別枠で保証を受けることができます。
- 保証料率がおおむね 1%以下になります。

お申込み・問い合わせ先

練馬区経済課融資係



D

# D 補助金・助成金を活用したい



### 11 ホームページ作成費補助

経営者向け

創業者向け



概要 ※ホームページ開設の着手前の申請が必要になります。

ホームページを新たに開設する費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限5万円。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業 を営む個人・団体。

- ホームページを開設していないこと。
- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては 主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- 暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。
- ※新たに開設するホームページが、事業活動に関係ない内容の場合や、区外の事業所・支店等のみをPRする内容と認める場合は補助対象としません。

### 補助対象経費

- デザイン費、素材加工費、ウェブページ等のコーディング費
- CGI、PHP 等プログラムのコーディング費
- ホームページ上で公開する各種マルチメディア媒体の製作費
- 新たに独自ドメインを取得する場合の初年度経費

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。ネリサポのホームページにも掲載しています。



### 申請時期

通年

お申込み <u>・問い合わせ先</u>

練馬ビジネスサポートセンター

### 2 見本市等出展費用補助





▋概要 ※見本市等の開催日から14日前までに申請が必要になります。

販路拡大等の目的で、対象事業に該当する見本市等に出展する費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円(団体の場合は20万円)。

### 対象事業

中小企業者等の販路拡大、ビジネスマッチング等を主目的として開催される国内の見本市、展示会、 博覧会等。ただし、練馬区および練馬区産業振興公社が主催または共催するもの、または出展の主目的 が来場者への製品等の販売と認められるものを除く。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む 個人・同体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては 主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- 暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと。
- この補助金の利用が過去通算3回未満(練馬区が実施した補助を含む)であって、当年度利用していないこと。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。

### ▋補助対象経費

出展料、展示装飾費、設営費、出品製品等の運搬費および会場で配布するチラシ等の印刷費 ただし、見本市等の終了後も継続的に使用可能な備品等の調達に要する経費を除く。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター



# 3 各種認証等の取得支援補助





■概要 ※事業着手前の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、ISO(国際標準化機構)や、JIS(日本工業規格)など国内外の公共機関などが定める規格への適合認証等を新規に取得する際の費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の3分の1以内で上限50万円。

### 対象事業

ISO9001、ISO14001、プライバシーマーク、CEマーキング等の各種認証取得に係る事業 ※この補助金の交付は、各補助対象事業につき1回のみとし、同一年度内に重複して受けることはできません。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 事業所単位で各種認証等を取得する場合において、当該事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。
- ※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業している事業所を除きます。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

### 4 産業財産権の取得支援補助

経営者向け



|概要 ※産業財産権に係る出願後、1年以内の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、新たに産業財産権を取得する際の費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円。

### 対象事業

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得に係る事業 ※この補助金の申請は、申請1回につき1事業のみ申請可能です。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 国や東京都、他の自治体から同種の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。
- ※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者を除きます。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。 ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

ネリサポのホー*』* お申込み・問い合わせ先

ネリザホのホームページにも掲載して

練馬ビジネスサポートセンター

D

### **6** 商店街空き店舗入居促進補助







概要 ※事業採択申請時以前に賃貸借契約を締結している場合は対象となりません。必ず事前にご相談ください。

区内商店街で3か月以上空き店舗となっている賃貸物件で、新たに開店する個人事業主や法人に対し、店舗改修費や賃借料の一部を補助するとともに、相談員の訪問による経営サポートを行います。

### 支援内容

- 店舗改修費:補助対象経費の3分の2以内(区外事業者への発注の場合は2分の1以内)。※上限100万円以内初年度のみ
- 賃借料:補助対象経費の3分の2以内。※上限月額1年目5万円、2年目3万円、3年目2万円
- 経営サポート:本事業の支援を受ける方は、入居した店舗での営業を開始してから、3年の間に6回、ネリサポの相談員(中小企業診断士)による、経営面のサポート(経営指導)を受ける必要があります。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を 営む個人・団体。

- 区内商店街の空き店舗で、新たに事業を開始する具体的な事業計画があること。
- 週5日以上営業すること。
- 空き店舗所在地の商店会から入会承認(内諾)があること。
- 補助期間中、商店会員としてその活動への協力を継続していること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。※風俗営業法の規制業種、暴対法規定の事業者、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業する事業所を除きます。

### 必要書類

申請時期

下記お問い合わせ先までご連絡ください。
ネリサポのホームページにも掲載しています。

通年

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター



### 6 新規ビジネスチャレンジ補助





概要 ※事業着手前の申請が必要となります。

新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む区内中小企業者等に対し、必要な 費用の一部を補助するとともに、事業計画の策定・実行を伴走支援します。

### 支援内容

- 補助金額:補助対象経費の3分の2以内で上限100万円
- 経営サポート:交付決定後、最大2年の間に3回、ネリサポの相談員(中小企業診断士)による 経営面のサポートを受ける必要があります。

### 対象事業

以下の条件をすべて満たす事業

- (1) 新市場への参入や新商品・新サービスの開発等の積極的な事業展開を図る取組
- (2) 概ね1年以内に、上記(1)の成果が現れることが見込まれる取組
- (3) 公社が定める中小企業診断士のサポートを受けて実施される取組

### 対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を 営む個人・団体等

- 法人においては本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては主たる 事業所が区内にあること
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでおり、確定申告を行っていること
- ▶ 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと
- **,暴対法に規定する暴力団または暴力団員が役員に就任している法人等でないこと**
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税で あること
- 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがないこと
- 事業採択された場合、公社がホームページ等で事業者情報を公表することに同意すること

### 補助対象経費

補助対象事業に必要な費用のうち、補助金交付決定日以降、4か月以内に発注・納品・施工・ 支払が完了する経費(下記は一例です。)

- 商品開発にかかる費用
- 器具・備品購入にかかる費用
- 広報にかかる費用
- システム構築・改修にかかる費用工事にかかる費用
- ※本補助金以外の補助金を受けている経費は対象外とします。

### 必要書類

上期:令和7年4月上旬~5月上旬

下記お問い合わせ先までご連絡ください。 ネリサポのホームページにも掲載しています。

※採択申請は「iGrants」を利用した電子申請のみの受付となります。

申請を希望される方は事前にgBizID(プライムまたはメンバーアカウント)の取得が必要となります。

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター



TEL: 03-6757-2020

■申請時期 ※上期の受付は終了しました。

下期:令和7年8月4日~9月4日

D

### | 専門家派遣費用補助

経営者向け



ネリサポでは、東京都中小企業振興公社(以下「都公社」という。) の専門家派遣事業を実際 に利用された、区内中小企業者の方を対象として、派遣費用の自己負担分の一部を補助する制度 を設けています。

### ▍対象となる専門家派遣制度

都公社の専門家派遣事業。ただし、ネリサポの専門相談メニューに含まれる、法律、デジタルサポート、 労務、販売促進・集客、経営、税務の分野での専門家派遣は原則として補助対象外となります。

### 対象者

ネリサポの総合相談、専門相談を踏まえて、専門家派遣の活用が必要と認められる方

### 補助対象経費

都公社の専門家派遣事業を利用した際の相談者の自己負担額の一部

### 補助金額

専門家派遣1回につき1万円、1年度につき派遣3回分の3万円を限度とします。 (都公社の専門家派遣は、年度内1テーマで最大8回まで派遣が受けられます。)

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL: 03-6757-2020

### 8 練馬区情報発信支援事業

経営者向け 創業者向け



区と日本大学芸術学部が、新規顧客の獲得や販路・売上の拡大、知名度向上等を目的と して情報発信に取り組む区内中小企業者等を対象に、商品やサービス、店舗等のPR動画を 制作するとともに、制作に係る経費の一部を補助します。また、動画制作や発信の取組に 対して、ネリサポの専門家が相談に応じます。

### 支援内容

動画制作: 日本大学芸術学部の学生が撮影や編集を行います。

学生ならではの視点を動画に取り入れることができます。

日本大学芸術学部に支払う動画制作費の4分の3以内で上限75万円 補助金額:

ネリサポへの相談: 申込内容の事前相談から、動画制作に係る企画書作成相談、動画完成後の発信手法

についてまで、継続して相談ができます。※要事前予約

### 対象者

中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む法人等

### **必要書類**

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 申込時期

※令和7年度の受付は終了しました。

令和8年度支援事業者:令和7年11月上旬(予定)

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係



### [9] 個店連携イベント支援事業補助

経営者向け

### ■概要

区内商店会会員店舗(個店)が他店舗と連携(5店舗以上) して実施するイベントについて、その経費の一部の補助を行います。

区内商店会会員等

### 対象事業など

対象事業	● 5店舗以上が連携して取り組むつぎのいずれかに該当するイベント事業で、事業計画の承認を 受けたもの ① 地域の歴史や文化等の特色を活用したもの ② 自ら設定した新たなテーマを対象店舗が共有し、実現させるもの
補助金額	補助率: 6分の5、補助上限: 150万円 (参加店舗の半数以上が区内の商店会員) 補助率: 3分の2、補助上限: 100万円 (参加店舗における区内商店会員店舗が半数に満たない場合)
補助対象経費	周知費用、会場設営費、景品費、記念品購入費など

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください

### 申請時期

年度当初締切:令和7年3月10日(月) ※既に締切りました

追加募集締切:令和7年6月30日(月) 事業計画の承認:令和7年8月1日(予定)

※ 補助金の対象となる事業の実施期間は、補助金交付決定日から令和8年3月31日までです。

お申込み・問い合わせ先

練馬区商工観光課商工係

TEL: 03-5984-2675

### ① 練馬区福祉のまちづくり整備助成

経営者向け

### ▶概要 ※工事契約前にご相談ください。

区では、建築物のバリアフリー化を促進するために、 店舗などのバリアフリー整備費用の一部を助成しています。

### 対象者

中小企業者、公益法人、管理組合等

### 助成金額など

	対象建築物	助成上限額(対象経費の 1/2)
	店舗、診療所、公衆浴場など	: 100万円・30万円・5万円(整備内容による)
改 修	床面積 1000 ㎡以上の共同住宅(共用部) ※共同住宅部分以外(店舗等)の部分は 床面積から除く	50万円

※各コースによって、それぞれ必要な要件があります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 対象設備

段差解消、手すり設置、和式トイレの洋式化、出入口の自動ドア化、ベビーベッド等乳幼児設備の 設置、折りたたみスロープなど簡易な設備の購入など

### 必要書類

申請時期

下記お問い合わせ先までご連絡ください。 区ホームページにも掲載しています。

通年



お申込み・問い合わせ先

練馬区建築課福祉のまちづくり係

### **1 練馬区耐震化促進事業助成**(事務所・店舗等の所有者が対象) **経営者向け**

### 概要

区では、事務所や店舗等の民間建築物の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー 派遣や簡易診断の実施について、費用の助成を行い建築物の耐震化促進を図っています。 また耐震改修工事等の費用に対しても助成ができる場合があります。諸条件があります ので、詳しくはお問い合わせください。

### 対象者

建築物の所有者

ただし、住民税等を滞納していないこと、建築物の所有者が国または地方公共団体でないこと、および 第三者へ転売する目的のために建築物を取得し、当該建築物の耐震改修工事等を行う不動産業者、 建築業者でないこと

### 対象建築物等

- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物
- 建築物が適法であること
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの

### ▋アドバイザー派遣・簡易診断助成内容

		助成率	助成限度額
	_	面積に応じた金額	<b>以</b> 似限反倒
アドバイザー派遣	費用の10/10	-	43,000円
簡易診断	費用の10/10※	建物の延べ床面積 ア:1,001㎡未満 イ:1,001㎡以上3,501㎡未満 ウ:3,501㎡以上	ア:372,000円 イ:496,000円 ウ:745,000円

- ※簡易診断の実施に必要な図面等がない場合における当該図面作成費用は対象外となります。
- ※延べ床面積が1,000m未満等の建築物は、アドバイザー派遣だけの助成となります。

### ▋耐震診断・実施設計・改修工事助成内容

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア:耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額	2/3	150万円
実施設計	イ:区が定めた面積区分による単価で算出した費用の額	2/3	200万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	1/6	1,000万円

- ※延べ床面積が1,000㎡未満等の建築物は、耐震診断だけの助成(助成限度額100万円)となります。
- ※緊急輸送道路沿道建築物の場合は、助成率と助成限度額が異なります。

### 必要書類

### 申請時期

下記お問い合わせ先までご連絡ください。 区ホームページにも掲載しています。

通年

お申込み・ 問い合わせ先

練馬区防災まちづくり課耐震化促進係



### **四 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助**

経営者向け

### 概要

省エネ効果の高い設備や再生可能エネルギー設備を導入する費用の一部を補助しています。

### 補助対象設備・補助金額

設備	補助金額
太陽光発電設備	補助対象経費の1/2(上限8万円)
蓄電システム	補助対象経費の1/2(上限5万円)
エネファーム	補助対象経費の 1 / 2 (上限 5 万円)
エコキュート	補助対象経費の1/2(上限2.5万円)
V2H	補助対象経費の 1 / 2 (上限10万円)
高断熱窓・ドア	補助対象経費の 1 / 2 (1)区内業者が施工した場合 上限20万円 (2)区内業者以外が施工した場合 上限12万円

<sup>※</sup>国や東京都の補助金と併用することができます。

### 対象となる設備の施工完了日

令和7年2月1日から令和8年3月31日までの間に施工完了した設備が対象です。

### 申請受付期間

令和7年4月15日から令和8年3月31日 ※予算がなくなり次第、受付を終了します。

### 補助要件・申請書類等

補助要件・申請書類等は区ホームページに掲載しています。 右の二次元バーコードからご覧ください。



### 申請方法

施工完了後、窓口(持参)または郵送

### 中小企業者等向けの省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口(東京都)のご案内

省エネの知識や経験が豊富なエネルギー管理士等の資格を持つ専門家によるアドバイスを無料で受けられます。詳しくは、右の二次元バーコードからご覧ください。



問い合わせ先 クール・ネット東京 TEL: 03-5990-5239



申請窓口・ 問い合わせ先

練馬区環境課地球温暖化対策係(補助金担当)

練馬区役所本庁舎 18 階

# **E** セミナー・商談会等を活用したい



### **11** 創業!ねりま塾

創業者向け



これから起業を考えている方、具体的に起業に向けて事業プランをお持ちの方、創業して間もない方などを対象とした、起業・創業セミナーです。

- ※このセミナーは、産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業であり、中でも実践編は、「特定 創業支援等事業」に認定されています。P. 22の優遇措置が受けられるほか、P. 10の創業支援特別貸付 の対象事業となっています。
- ※入門編・春、基礎編(一般編・春、女性編)、実践編・夏の募集は、締切りました。

	コース名	受講方法	日程	募集	定員	受講料	対 象	場所
入門編・春	会場のみ	4月26日	※終了 しました	各40名	500円	これから 起業を	区民・産業プラザ	
λ	門編・秋	云场000	9月27日	8月11日~	640 <b>6</b>	2001	考えている方	研修室1
	一般編・春	会 場	5月10日	※終了	40名			
	70文小州 "日"	オンライン	5月14日	しました	20名	1,000円	3年以内に 起業したい方	区民・産業プラザ 研修室1
基	一般編・秋	会場のみ	10月11日	9月11日~	40名			
礎編	女性編	会 場	6月7日	※終了	40名	1,000円 起業を	練馬区内で	
		オンライン	6月11日	しました	20名		起来を考えて いる女性の方	研修室1
	若者編	会場のみ	9月6日	8月1日~	40名	1,000円	中学生〜35歳 以下で起業を 考えている方	区民・産業プラザ 研修室1
			5月22日	※終了	各10名 2,000円		シートを完成	練馬ビジネス サポートセンター内
	応用編	会場のみ	6月26日	しました		n-≰ 2,000⊞		
(コンセ	セプトゼミ)	五刻(0)(0)	10月23日	※セミナー 後に都度		2,000  ]		
			11月20日	募集します			させたい方	
	践編・夏	会担の7.	6月28日 ~7月26日 (毎土曜日)	※終了 しました	\$20 <i>&amp;</i>	20 000m	本格的に起業を考えている方、	区民・産業プラザ
	践編・冬	会場のみ	1月17日 ~2月14日 (毎土曜日)	12月11日~	各30名	20,000円	起業して おおよそ 3年以内の方	研修室1 ほか

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター



E

### 「特定創業支援等事業」とは

産業競争力強化法に基づいて、国に認定された区市町村の創業支援等事業計画における 創業支援等事業のうち、経営、販路開拓、財務、人材育成に関する知識の全ての習得が見込ま れる継続的な支援を、創業する方または創業後5年未満の方に対して行う事業を言います。

特定創業支援等事業に認定されている事業を受講し、練馬区から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けることで、下記の優遇措置が受けられます。

### 優遇措置の内容

- ① 株式会社または合同会社を設立し登記する際の登録免許税が資本金の0.7%から0.35%に減額されます。
  - ※練馬区内で会社を設立する予定の方が対象です。
- ② 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始6か月前から受けられます。 (通常2か月前から)
- ③ 日本政策金融公庫の融資制度である「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率が引き下げられます。
  - ※練馬区内で創業する予定の方が対象です。
- ④ 東京都「創業融資」の創業支援特例が適用され、融資利率が0.4%優遇されます。

これらの優遇措置は、今後、法改正等により変更される場合がありますので、ご承知 おきください。詳しくは下記までお問い合わせください。

<u>お申込み・問い合わせ先</u>

練馬区経済課産業振興調整係

TEL: 03-5984-1194

練馬区経済課庶務係

TEL: 03-5984-2672

### 2 経営者セミナー

経営者向け





事業を営んでいる方や、創業して間もない方などを対象とし、販路拡大、企画提案力アップなど、年度ごとに設定したテーマにもとづいたセミナーを開催します。各セミナーでは会場での開催とあわせてオンラインライブ形式での開催も行い、参加希望者が状況にあったセミナー参加方法を選択できます。

### 対象者

参加費

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

各回500円

日程

場所

年8回程度

区民・産業プラザ研修室 1ほか

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。



お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

勤労者向け

### 3 ネリサポ オンラインセミナー

経営者向け

創業者や事業者等を対象とし、短い時間で気軽に視聴できる動画を配信しています。起業・ 創業、ビジネスに関するテーマのほか、国の補助金に関する最新の情報や申請のポイントなども 随時提供し、経営における課題解決のヒントの提供を図ります。

対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

年12回程度

参加費 場所

無料

練馬ビジネスサポートセンター ホームページ 「ねりさぽビジネスラボ」内

問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター TEL: 03-6757-2020

「ねりさぽビジネスラボ」



4 企業・事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー

企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象に、ワーク・ライフ・バランス(仕事 と生活の調和)の推進や実践等についての講座を開催します。

### 対象者

区内中小企業者・勤労者・創業希望者・その他受講を希望する区民

### 申込時期

セミナー開催日の1か月前程度から受講の受付を行います。

開催時期 参加費

令和7年度は11月頃を予定

※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

無料

お申込み・問い合わせ先

練馬区立男女共同参画センター

TEL: 03-3996-9007

5 一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー

経営者向け 創業者向け

勤労者向け

一般社団法人練馬産業連合会では、区内商工事業者の経営の安定と向上を目的に、企業および 従業員にとって有益な各種セミナー等を実施しています。

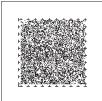
### 開催例

- 労働法・知的財産法などの法律に関するセミナー
- 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会、練馬・豊島・板橋地区安全衛生推進大会
- ものづくり企業への視察会

参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人練馬産業連合会 〒 176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10 TEL: 03-3991-0530 FAX: 03-3994-8008



E

E

### 6 東京商工会議所の講演会・セミナー

経営者向け 創業者向け 勤労者向け

東京商工会議所では、企業をとりまく様々な経営環境の変化に対応し、経営の「安定」「革新」 「リスク管理」を図る一助として、専門家による講演会・セミナー(教材費等、一部を負担して いただく場合もあります)を小規模事業者・中小企業の経営者や従業員を対象に開催しています。 オンラインで開催する場合もあります。詳しくは、ホームページで随時お知らせしています。

### 開催例

金融	● 制度融資説明	● 資金調達	● 財務諸表作成
税 務	● 税務全般	● 税務申告対策	● 申告書記入
経営一般	● 販売促進	● 経営者のマネジメ	ント力向上
情報化	● IT活用	• デジタルシフト	
労務	● 労務管理	● 労働保険や社会保	険の年度更新
その他	● 法律	• まちづくり	● 危機管理
東商有料講座	● 新入社員研修	● エクセル応用	● 貿易実務

問い合わせ先

### 東京商工会議所練馬支部

〒 176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階

TEL: 03-3994-6521

FAX: 03-3994-6589



### 7 公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会の各種研修会

経営者向け 創業者向け

勤労者向け

公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会では、それぞれ企業の人材教育や経 営支援に活用できる各種研修会を開催しています。

### 開催例

- 税務研修会 ※年末調整・法定調書講座 など
- 簿記研修会 ※東京商工会議所共催 など

その他、決算法人説明会、新設法人説明会等も開催しています。 参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。 詳しくは、それぞれのホームページをご覧ください。

問い合わせ先

公益社団法人練馬東法人会 〒 176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10 TEL:03-3994-7272 (代表)

FAX: 03-3948-9205



公益社団法人練馬西法人会 〒 178-0063 練馬区東大泉 6-47-15 TEL: 03-3923-7272

FAX: 03-3923-7285





E

### 8 練馬産業見本市

経営者向け

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を区民の皆様に知っていただくことを目的 として、産業見本市を練馬区主催で開催します。

開催日時

10月19日(日)

申込時期

令和7年度の出展申込は終了しました。

会場

区民・産業プラザ Coconeriホール等

内容

自社製品等の展示、販売等

対象

区内事業者等

参加費

3,000円

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL: 03-5984-1483

9 練馬ビジネスチャンス交流会

経営者向け創業者向け

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図るため、 練馬ビジネスチャンス交流会を練馬区主催で開催します。

開催日時

会場

申込時期

参加費

7月22日(火)

オンライン

※申込は終了しました。

11月13日(木)

区民・産業プラザ Coconeriホール

9月上旬

12月下旬

無料

令和8年2月24日(火)

※申込について詳しくは、区報、区ホームページ等で周知します。

対象

内容

区内事業者および区外近隣の事業者

参加事業者同士の交流や商談

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL: 03-5984-1483

⑪ デジタル化体験事業

9月~12月頃(予定)

経営者向け

創業者向け

事業の効率化に向けてデジタル化を進めたい区内事業者の方へ、対象ソフトを設定したパソ コンまたはタブレットが最大3か月間、実質無料でご利用いただけます。

また、体験期間中は操作や不明点も丁寧にサポートします。

日時

申込時期

7月1日 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

内容

業務の効率化に資するソフトの体験

対象

業務のデジタル化を検討している区内事業者 (当該年度の創業予定者を含む)

参加費

無料

問い合わせ先

練馬区経済課融資係



# 勤労者の福利厚生等に関すること



### 🚹 ねりまファミリーパック

経営者向け勤労者向け

会員	● 区内の企業に勤務する勤労者および事業主 ● 区内在住で企業に勤務する勤労者および事業主					
入会金	1人200円	※事業主が従業員の会費を負担した場合、福利厚生費と 会費 1人 月額 500 円 税法上の損金または必要経費として処理できます。 (特定の従業員のみの加入を除きます)				
	生活充実	食事券・商品	慶弔見舞金の支給、創立記念事業補助 食事券・商品券のあっせん 中小企業退職金共済制度の情報提供			
事業内容	健康増進		・定期健康診断・予防接種費用の利用補助 ・スポーツクラブ等のチケットあっせん			
争采门台	自己啓発	観劇・展覧会・映画券等のチケットあっせん 練馬文化センター主催事業・カルチャーセンター等の利用補助				
	余暇活動	プロ野球・サ	実館等のチケットあっせん ナッカー・大相撲等のチケットあっせん ソアー・はとバスの利用補助			

問い合わせ先

一般社団法人練馬区産業振興公社 ねりまファミリーパック 〒 176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階

TEL: 03-3993-6600 FAX: 03-3993-4370

### 2 中小企業等従業員表彰

経営者向け

勤労者向け

練馬区では、従業員の勤労意欲増進と定着の向上を図り、中小企業等の振興に寄与すること を目的に勤務成績良好な従業員を表彰しています。

### 対象

- (1) 本社が区内の中小企業等であること。(勤務地が区外も含む。)
- ② 上記事業所に、【A】10年以上~20年未満 【B】20年以上~30年未満 【C】30年以上勤続していること。
- ③ 勤務成績が良好であるもの。
- 4 以下の事由に該当するものでないこと。
  - 事業主の同居親族。ただし、従業員と認められる事由のある者を除く。
  - 事業主(法人の場合は代表者) および法人等の役員(従業員と認められる事由のある役員は除く。)
  - 既に表彰された者(ただし、上記【A】で表彰された者が、同【B】および【C】に該当する場合、 または【B】で表彰された者が【C】に該当する場合は表彰の対象となります。)
  - 表彰式当日まで引き続き勤続しない者
  - その他表彰することが不適当と認められる者

### 表彰式

場所

11月11日 (火)

区民・産業プラザ Coconeri ホール

### 推薦方式



申請書を記入の上、経済課中小企業振興係(練馬区役所本庁舎9階)へ提出。 詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

### 3 労働意識の啓発事業

経営者向け 勤労者向け 勤労者向け

中小企業にお勤めの方および区民の方に、労働相談の開催や労働問題に関する情報の提供を 行います。

### 労働講座

区内に在住在勤する勤労者を対象に、労働に関わる社会的関心の高い諸問題をテーマとした講座を 開催します。

### ▋労働問題に関する情報の収集と提供

労働問題全般に関わる基礎的知識や、労働環境に関する情報普及のために、図書や資料の 閲覧・貸出を行っています。

対 象	区内在住または在勤の勤労者		
貸出	1人4冊 2週間以内		
問い合わせ先	練馬区立勤労福祉会館 〒 178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL: 03-3923-5511 FAX: 03-3923-5512	

### 労働相談(従業員向け)

労働条件、退職トラブルなど、職場で起きるさまざまな問題について、専門の相談員が お答えします。

		練馬区立勤労福祉会館	サンライフ練馬				
	対象	区内在住または	区内在住または在勤の勤労者				
	相談日	随時実施(要事前電話予約)	第 1・2・3・5 水曜日(祝休日除く)および第 4 土曜日 10時〜 12時、13時〜 16時(受付は 15時 30分まで) (要事前電話予約)				
	相談員	社会保険	社会保険労務士				
		練馬区立勤労福祉会館 〒 178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL: 03-3923-5511 FAX: 03-3923-5512				
i	切い合わせ先	サンライフ練馬 (練馬区立東京中高年齢労働者福祉セン 〒 176-0021 練馬区貫井 1-36-18	<b>ター</b> ) TEL:03-3970-0250				

### 中小企業退職金共済制度

経営者向け

勤労者向け

中小企業者の相互共済の仕組みにより従業員の退職金を計画的に準備できる外部積立型の国 の退職金制度です。

掛金は全額非課税で、初めて制度に加入する事業主及び掛金月額を増額する事業主には、国 による掛金の一部助成があります。

問い合わせ先

中小企業退職金共済事業本部(中退共本部) 〒 170-8055 豊島区東池袋1-24-1

TEL: 03-6907-1234

FAX: 03-5955-8211

G

# G 区内施設を利用したい



事業者や勤労者の皆様にご利用いただける区立施設を紹介します。利用方法等について詳細は、 区ホームページをご参照いただくか、各区立施設までお問い合わせください。

名称	貸出施設名		
	研修室 1 (分割利用可) 🤝	研修室 2(分割利用可) 🤝	
区民・産業プラザ	多目的室 1・2 🥱	研修室 3・4・5 🥱	
(*1)	Coconeri ホール(1/3面、2/3面での分割利用可) 🛜		
		産業イベントコーナー 🛜	
	展示室兼集会室 🛜	大会議室(1)(2)((1)	(2) 併せての利用が原則) 🛜
石神井公園 区民交流センター	会議室 1・2・3 🤝	和室 1・2 🤝	研修室 🛜
(*2)	テスト室	料理実習室	パーソナルスペース 🥎 (※3)
<b>サン・ニノフ</b> 体圧	研修室 1・2	和室 1・2	クラブ室
サンライフ練馬	職業相談室	体育室	トレーニング室
	会議室 大・中・小 🤶	和室大・小 🥎	集会室
勤労福祉会館	職業講習室兼会議室	音楽室	料理室
	トレーニング室		

※ 1 区民・産業プラザの貸出施設のうち、多目的室を除く施設では、営利を目的とした利用ができます。



- (Coconeriホール・産業イベントコーナーでは不特定多数の方を対象とする利用も可)
- ※ 3 石神井公園区民交流センターのパーソナルスペースは、テレワーク等にご利用いただけます。(要予約)

※ 2 空調設備改修工事のため、5月~12月まで一部施設を休館します。詳細は施設へお問い合わせください。

### 施設連絡先

### 区民・産業プラザ

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 3・4階

TEL: 03-3992-5335 FAX: 03-6757-1012



### サンライフ練馬 (東京中高年齢労働者福祉センター) 〒176-0021 練馬区貫井 1-36-18

TEL: 03-3990-0185 FAX: 03-3990-0188



### 石神井公園区民交流センター 〒177-0041 練馬区石神井町 2-14-1 石神井公園ピアレスA棟 2・3 階

TEL: 03-5910-3451 FAX: 03-5910-3440



# 勤労福祉会館

〒 178-0063 練馬区東大泉 5-40-36

TEL: 03-3923-5511 FAX: 03-3923-5512





### その他区立施設の利用について

練馬区内には、ここで掲載したもの以外にも、生涯学習のための施設、地域活動のための施設など、多数ございます。詳しくは、区ホームページを参照のうえ、各施設までお問い合わせください。

### コラム2 「職場でのハラスメント」って何?

● パワーハラスメント ·········· 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場 内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体 的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

● **セクシュアルハラスメント** ……・職場において性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環 境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個 人に不利益を与えること。

●マタニティハラスメント ······· 妊娠・出産や、育児休業等の制度の利用、妊娠又は出産に起因す る症状による職務への影響等を理由として解雇や降格、就業環境 を害することなど不利益な取り扱いを行うこと。

● **カスタマーハラスメント**···········・顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑 行為で、就業環境を害するもの。

### 【これってハラスメント?】

あなたの周りで気になるハラスメントはありませんか? 以下のサイトでは、ハラスメントを動画で確認することができます。

(厚生労働省HP)



動画で学ぶハラスメント カスタマーハラスメント対策の動画コンテンツ

(東京都HP)



コラム③「職場でのハラスメント」防止のために はP.31です。



# H 働きたい・雇用したい



### 11 内職紹介

経営者向け就職希望者向け

外に働きに出ることが困難な区民の方を対象に、内職事業所の情報提供を行っています。 また、内職者をお探しの事業者の登録を受け付けます。

### 内職をお探しの方

内職をお探しの方に、内職求人事業所一覧をお送りしています。また、区ホームページにも掲載 しています。ご自身で直接希望する事業者へお問い合わせいただき、仕事内容や委託条件などを ご確認ください。

※就業の条件として、ご自身での物品の運搬や、事前研修を条件としている事業者が多くあります。内職を引き 受ける際は、条件をよくご確認ください。

主な仕事

(例) 簡単な手作業、縫製、編み物など

### 内職者を求めている事業者の方

事業者からの内職求人を募集しています。事業所の所在地については区内、区外は問いません。 内職に適した仕事がありましたら、数量の多少にかかわらず、お気軽にご連絡ください。

窓□・ 問い合わせ先

練馬区経済課産業振興調整係

TEL: 03-5984-1194

### 2】練馬区人材確保支援事業

経営者向け 就職希望者向け

区内事業者と求職者とのマッチングの場として、交流会や合同企業説明会を練馬区主催 で開催します。また、人材確保・採用に関する事業者向けセミナー、就職に関する求職者 向けセミナーを開催します。

### ▋日時・場所

- ・交流会(オンライン合同企業説明会)11月頃 オンライン(予定)
- ・合同企業説明会 2月頃 区民・産業プラザ Coconeriホール (予定)
- ・事業者向けセミナー 1月頃 区民・産業プラザ研修室(予定)
- ・求職者向けセミナー 10月頃、1月頃 区民・産業プラザ研修室(予定)

対象 申込時期 参加費

区内に本店または事業所をもつ 事業者、区内で働きたい方

※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。

無料

問い合わせ先

練馬区経済課産業振興調整係

TEL: 03-5984-1194

### 3 仕事紹介

就職希望者向け

### **リークサポートねりま(ふるさとハローワーク)**



ハローワーク池袋の協力により、仕事をお探しの区民の皆様を支援する「ワーク サポートねりま」を石神井公園区民交流センター 2 階に開設しています。年齢にかか わりなく、どなたでもご利用いただけます。

問い合わせ先

〒 177-0041 練馬区石神井町 2-14-1 石神井公園区民交流センター 2階

TEL: 03-3904-8609 FAX: 03-3997-1009

### 4 就職面接会 in 練馬

就職希望者向け

### 就職面接会 in 練馬

就職を希望している方に就職面接会を実施し、就職する機会をつくります。

日付・場所	第 1 同 9 日 5 日 (全)(予定)・・-	業プラザ 研修室 2ほか 東馬1-17-11 Coconeri 3階)	
	第2回 2月頃(予定)	業プラザ 研修室 2ほか 東馬1-17-11 Coconeri 3階)	
参加企業	3~5社 (予定) ※開催日の概ね2週間前には、ハローワーク池袋および区ホームページで公開予定		
必要書類	履歴書(写真貼付)、職務経歴書、ハローワークの紹介状		
共催	ハローワーク池袋、練馬区		

問い合わせ先

ハローワーク池袋 職業相談第一部門 TEL: 03-3987-8609

ダイヤル後、音声案内により34#を押してください。

練馬区経済課産業振興調整係 T

TEL: 03-5984-1194

### コラム❸ 「職場でのハラスメント」 防止のために

厚生労働省、東京都のホームページでは、ハラスメントの基本情報や防止対策、企業の取組事例、相談窓口などの情報を掲載しているほか、短編の動画コンテンツや、オンデマンドセミナー動画を視聴できます。

自己啓発や社内研修などにご活用ください。

### 【あかるい職場応援団(厚生労働省HP)】

厚生労働省のハラスメント対策の総合情報サイトです。

### 《主な掲載情報》

- ・ハラスメントの基本情報
- ・企業の取組例、裁判例
- ・解説動画、オンライン研修
- ・相談窓口
- 各種リーフレット





### 【TOKYOノーハラ企業支援ナビ(東京都HP)】

企業のハラスメント防止対策への 理解促進・取組を支援するため の東京都の情報サイトです。 社内研修などにご活用ください。



### 《主な掲載情報》

- ・基本的な防止対策
- 動画コンテンツ
- ・オンデマンドセミナー
- ・企業の取組事例
- ・東京都の支援策



### 【TOKYOノーカスハラ支援ナビ(東京都HP)】

具体的な事例や防止措置など について、東京都が発信する 情報をご覧になれます。

### 《主な掲載情報》

- ・条例等のお知らせ
- ・動画コンテンツ
- ・カスハラ防止に役立つコラム
- ・啓発物ダウンロード







# 国・都の施策情報が知りたい



# 1 ミラサポ plus

経営者向け 創業者向け

「ミラサポ plus」は、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポート を目的とした、国の Web サイトです。

### ┃ミラサポ plus の主な機能

支援制度を探す

中小企業・小規模事業者を対象として、補助金/税/認定など様々な支援制度を紹介します。

経営相談をする

中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上のお悩みを解決する、地域の支援機関や専門家を紹介します。

事例を探す

中小企業・小規模事業者の様々な経営事例集を集めています。経営や支援制度の活用例とし てもご参考に。

URL

https://mirasapo-plus.go.jp/

ミラサポ plus

### 2)中小企業ビジネス支援サイト J-Net 21

経営者向け

J-Net 21 は、中小企業基盤整備機構が運営する中小企業支援サイトです。公的機関の支援を 中心に、経営に役立つ様々な情報を提供しています。

### J- Net 21の主な機能

起業のための情報

創業・起業を目指す人向けに、業種別開業ガイドなど起業準備に必要な様々な情報を掲載しています。

経営に関する情報

販路開拓、事業拡大に関する情報、経営課題にこたえる Q&Aなど、経営に関する様々な情報を掲載しています。

支援情報

全国の中小企業支援機関の最新の施策情報や、その施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載しています。

URL

https://j-net21.smrj.go.jp/

J-Net21

# **6** 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

経営者向け

東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供しています。ホームページ では公社が実施する支援事業をご案内するとともに、国や都など関係機関の情報も発信しています。

### 東京都中小企業振興公社ホームページの主な機能 ■公益財団法人

施策情報提供

公社が実施する支援事業の他、国や都の施策情報をわかりやすく提供します。

企業情報検索

公社が長年蓄積した情報を公開することにより、企業間取引の促進を図ることを目的としています。

→こんな時にご利用ください

● 製品試作の外注先を探したい、受注量増大に伴い新たに協力企業を探したい など

URL

https://www.tokyo-kosha.or.jp/

東京都中小企業振興公社

### 4 TOKYOはたらくネット

経営者向け

創業者向け

東京都の雇用就業に関する総合 WEB サイトです。都の雇用・就業施策のほか、職業訓練や労働相談などに関する 情報を提供しています。事業者方向けの情報のほか、従業員の方、就職希望者向けの情報が掲載されています。

### TOKYO はたらくネットの主な機能

事業主向けの情報

助成金の案内、従業員を雇う、雇用環境の整備、人材育成・社員教育、福利厚生

従業員向けの情報

技能・資格を身につける、仕事の悩みを相談する、福利厚生

就職希望者の情報

求人情報の案内、職業訓練など各種セミナー等の案内 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp

URL

TOKYO はたらくネット





# 練馬区の観光案内所

練馬区には2つの観光案内所があります。

案内所では区内の観光スポットや各種イベントを紹介するほか、区内事業者や区民の自薦・他薦で集めた、地域 のお土産 「ねりまのオススメ商品コレクション"ねりコレ"」を販売しています。 さらに練馬区公式アニメキャラク ターのねり丸のオリジナルグッズや様々な工夫を凝らした観光ガイドマップなどもご用意しています。

### ねりま観光案内所

🥱 Free Wi-Fi

西武池袋線練馬駅中央北口を出て左手、ペデストリアンデッキで連結されたココネリビルの3階にねりま観光 案内所があります。充実の商品ラインナップのほか、練馬区関連の書籍やゆかりの作家のサインなど、練馬の 顔として観光情報を発信しています。



店内に入って左の棚には練馬に関する書籍や資料を配架しています。 また、閲覧コーナーも併設しています。



ねりコレ商品等販売コーナー ※事前にオーダーいただけ れば、ご予算に合わせてねり コレ商品の詰め合わせも承 ります。

ねり丸グッズコーナー



スタンフ



ねりま観光案内所

**〒176-0001** 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri3階

TEL: 03-3991-8101 営業時間:9:00~21:00

休業日:年末年始(12月29日~1月3日)



案内所外観

石神井観光案内所

Free Wi-Fi

西武池袋線石神井公園駅中央口を出て右手すぐのコンビニ脇にあります。区民憩いのスポットである石神井 公園に関する様々な案内はもちろん、石神井ならではの伝統工芸作家の作品など、練馬の豊かな自然と文化 の側面から観光情報を発信しています。



ねりコレ商品等販売 コーナー

※事前にオーダーいた だければ、ご予算に合わせてねりコレ商品の詰 め合わせも承ります。

ねり丸グッズコーナ

機能的で明るい店内では、ねり コレ商品をはじめ、練馬の伝統 工芸品なども販売しています。



石神井観光案内所 スタンプ



マンホールカード ©松本零士/零時社・東映アニメーション

〒177-0041 練馬区石神井町 3-23-8

TEL: 03-5923-9220 営業時間:9:00~19:00

休業日:年末年始(12月29日~1月3日)





練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」

### 令和7年度 中小企業サポートガイドブック

編集・発行 練馬区産業経済部経済課

練馬区豊玉北6丁目12番1号 TEL:03-3993-1111(代表) 令和7年(2025年)8月発行

